



# 奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン

## ●ガイドラインの目的・適用範囲・使い方

目的

多様な主体が「自転車利用ネットワークづくり」に関わるにあたり、県独自の考え方や基準を定め、わかりやすく安全・快適な自転車利用ネットワークを構築すること。

適用範囲

- ◆県が定める広域的な自転車利用ネットワークでは、国道・県道・市町村道の全てに本ガイドラインを適用。
- ◆地域が定める自転車利用ネットワークでは、それぞれの実情や独自の取組を勘案した上で適用。

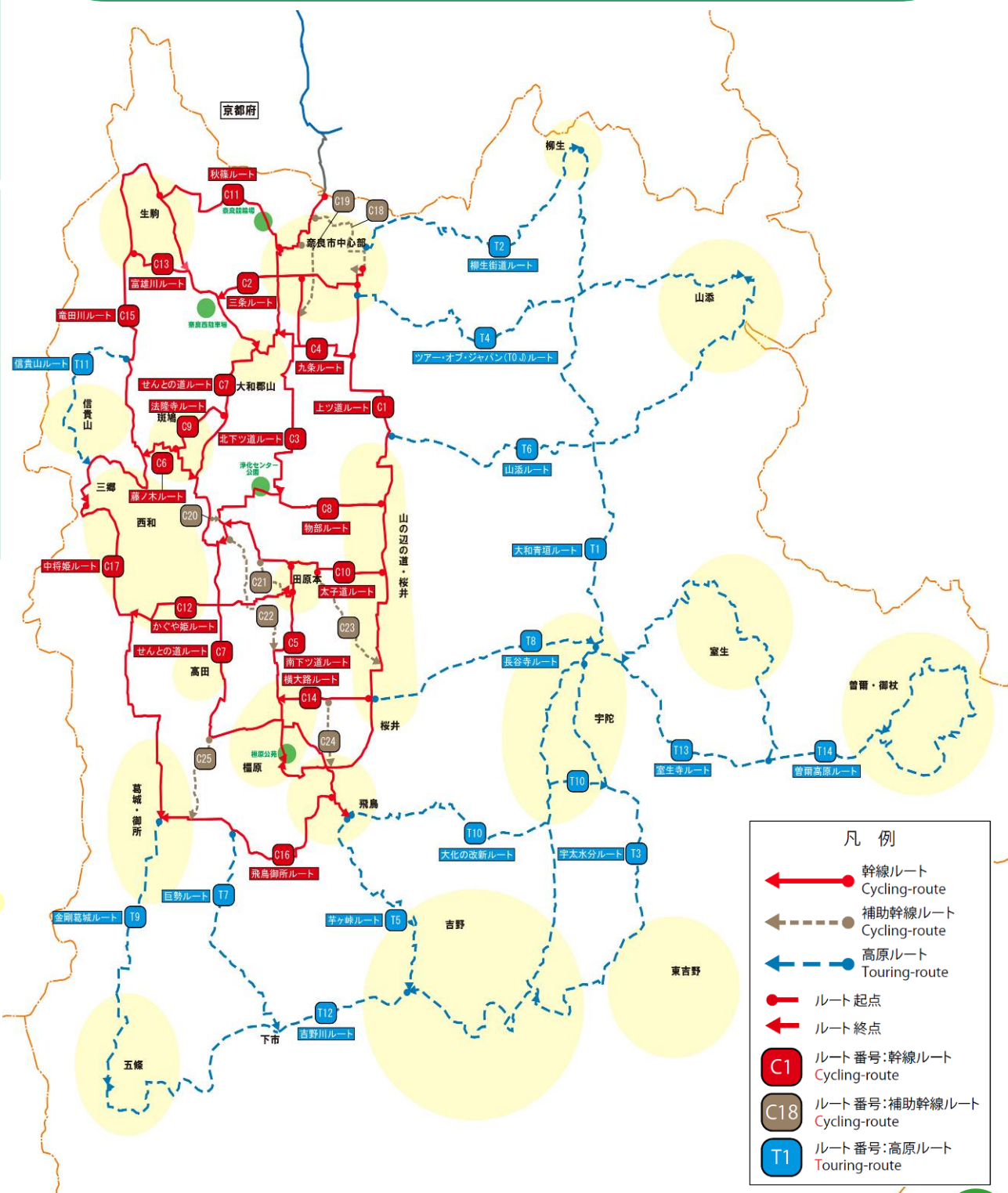
使い方

自転車利用ネットワークを計画・整備・管理するにあたり、技術的な基準や留意事項について確認するもの。

## ●広域的な自転車利用ネットワーク整備の基本的な考え方

- ◆短期（概ね3年間）的には、早期に実施可能なサイン設置や道路の小規模改良等により、安全性・快適性を向上させ、ネットワークの早期概成を図る。
- ◆中長期（5～10年間）的には、自転車走行空間の整備により安全性を向上させるなど、ネットワークの更なる充実を図る。

## 奈良県における広域的な自転車利用ネットワーク





# 奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン

## ●広域的な自転車利用ネットワークの整備方針

- ◆短期的には、現行の道路区域内で早期に実施可能な「注意喚起サインの設置」（自転車利用者向けとドライバー向け）や「自転車走行空間の整備（道路の小規模改良）」等により、ネットワークの安全性を向上させる。また、共通デザインの「案内誘導サインの設置」により、ネットワークのわかりやすさや快適性を向上させる。
- ◆中長期的には、道路改築や、道路空間の再配分を伴う「自転車走行空間の整備」により安全性を向上させるなど、ネットワークの更なる充実を図る。

### ★短期的整備方針

### ★中長期的整備方針

#### 注意喚起サイン例



〔自転車利用者向け〕

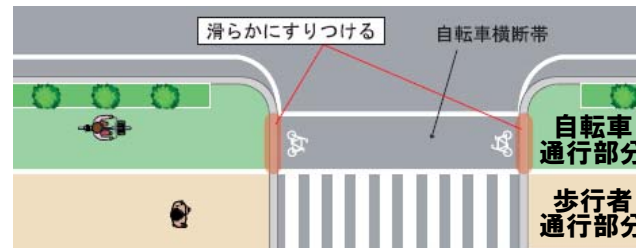


〔ドライバー向け〕

#### 案内誘導サイン例



#### 自転車走行空間の整備（道路の小規模改良等）

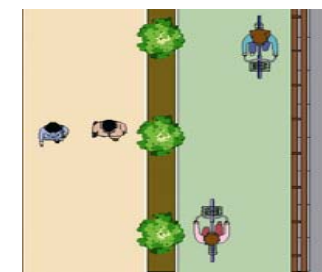
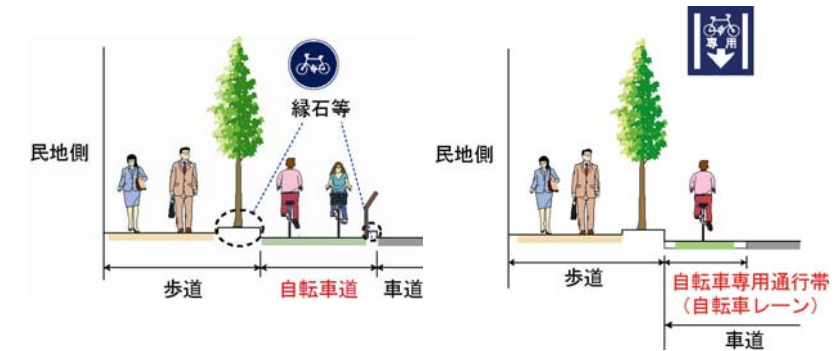


自転車横断帯のすり付け

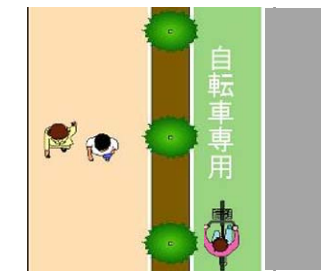


自転車の通行位置区分を明確にする 看板柱の設置イメージ

#### 自転車走行空間の整備



自転車道のイメージ



自転車専用通行帯（自転車レーン）のイメージ

### ★道路を新設・改築する場合の整備方針

- ネットワーク上で、道路を新設・改築する場合は、自転車道や自転車専用通行帯等の自転車専用の走行空間の整備を検討。
- 自転車専用の走行空間整備が困難な場合も、車道左側を通行する自転車利用者の安全性を高めるため、路肩空間の確保に努める。

